



2009年11月19日

自然エネルギー市民の会

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19
内本町松屋ビル 10 470 号室 CASA 内
TEL:06-6910-6301 FAX:06-6910-6302
e-mail:wind@parep.org URL:http://www.parep.org

提案

真に自然エネルギーの普及を促進するための電力買取補償制度(FIT)

気温の上昇を産業革命前から 2 未満にとどめていくには、先進国は温室効果ガス排出量を 2050 年までに、90 年比 80%以上の削減が必要とされ、その通過点である 2020 年目標は国内削減で達成すべきものである。

自然エネルギー市民の会では、日本における温室効果ガス排出量を 1990 年比で 2020 年 30%、2050 年までに 80%以上を削減するために必要な政策手段として、総発電量中に占める自然エネルギー(再生可能エネルギー)の比率を、大幅に高めるための電力買取補償制度を提案する。

1. 買取補償制度の概要

(1)対象	太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電、中小水力発電。 発電量の全てを買取対象とする。
(2)期間	発電開始から 20 年間を買取期間とする。
(3)価格	初期投資の 80～90%程度を金融機関から融資を受けても賄える価格設定とする。(例えば、1kWh あたり太陽光発電 48 円、風力発電 11 円、中小水力 12 円程度とする。)初年度以降の設置者は、設備価格の低下に合わせ一年ごとに一定比率で逓減させる。
(4)負担	上述した買い取り価格によりかかる初年度(2010年)の年間買取費用は、2300 億円程度である。2010 年から 50 年までの 40 年間の買取費用総額は約 55 兆円、平均年間費用は 1.4 兆円になる。
(5)財源	買取費用のうち、現在の平均発電コストに相当する 6 円/kWh を電力会社の負担とし、残りを社会全体で賄うものとする。その全額を家庭の電力料金に上乗せ徴収する場合には、一般家庭の負担は平均月額 388 円程度になると想定される。 ただし、原発推進の財源とされている電源開発促進税(現在、家庭平均負担額は月 130 円程度)や道路財源などの転用、新設する環境税収の活用により、家庭負担を軽減することが検討されるべきである。
(6)措置	低所得家庭への負担軽減措置や、特定地域への設備導入の集中に伴う電力会社の買取負担の再配分を実施することが望ましい。
(7)現行制度	本制度実施の前提として、自然エネルギー普及の妨げとなっている「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS 制度)」は廃止する。また、太陽光発電を始めとする補助金制度についても、買取補償制度の実施に伴い見直しを図ることが望ましい。

2. 制度の効果

- 買取補償制度の実施によって、自然エネルギーの発電に占める割合を、現在の 10%(大型水力を含む)から 2020 年に 23%、2030 年に 38%、2040 年に 54%、2050 年に 81%に高めることが可能となり、CO2 の大幅削減を実現することができる。
- エネルギー自給率を向上させ、エネルギーセキュリティ、エネルギーの安定供給に資する。
- 自然エネルギーの発電量の増大に伴う火力発電や原子力発電の縮小によって、建設コストや燃料コストの削減(2020 年には約 1.1～1.5 兆円)、汚染・リスク低減につながる。
- 国内での温室効果ガスの削減が進むとともに、途上国など他国の再生可能エネルギー普及への協力を通じて、日本の国際的信頼・地位の向上につながる。また、再生可能エネルギー普及は、資源紛争を少なくし、国際平和にも貢献できる。
- 国内自然エネルギー産業が発展し、それに伴う雇用の拡大(2020 年約 60 万人、2030 年約 120 万人)が期待できる。とりわけ、自然エネルギーが豊富な農山村地域での地域資源の有効活用による、地域活性化が期待できる。

本制度提案の参考資料は別紙をご参照下さい。